

## 令和2年4月1日より

# 尾鷲市福祉保健センターの使用料が変わります

令和2年4月1日より以下のように使用料を見直します。

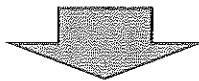
消費税引き上げ分を使用料に適正に転嫁させ、より利用しやすい施設とするための改定ですので、何卒ご理解いただきますようよろしくお願い致します。

- ☆ 料金設定を1時間当たりの金額とし、短時間でも利用しやすくなります
- ☆ 使用料を冷暖房料込みの金額とし、わかりやすい料金体系になります
- ☆ 部屋ごとに料金を設定し、広さに応じた料金設定とします

### 令和2年3月31日まで

区分	午前 9:00~12:00	午後 13:00~17:00	夜間 18:00~21:30	全日 9:00~21:30
多目的ホール	5,000円 (2,000円)	5,000円 (2,800円)	6,000円 (2,500円)	13,000円 (8,000円)
配膳室	1,500円 (600円)	1,500円 (800円)	2,000円 (700円)	4,000円 (2,000円)
調理実習室	2,000円 (600円)	2,000円 (800円)	2,500円 (700円)	5,000円 (2,500円)
その他の施設	5,000円 (2,000円)	5,000円 (2,800円)	6,000円 (2,500円)	13,000円 (8,000円)

※カッコ内は冷暖房料



### 令和2年4月1日から

区分	使用時間1時間当たりの使用料
1階	ボランティア室 800円
3階	栄養指導室 700円
	調理実習室 900円
	講座室A 600円
	講座室B 500円
	児童コーナー 700円
4階	多目的ホール 2,300円
	配膳室 700円

※1時間未満の場合は  
1時間とする  
※冷暖房の使用料を含む

使用料の減免に  
ついては裏面を  
ご参照ください

## 尾鷲市福祉保健センター使用料の減免について

本施設では、市民の皆さまの自主的で公益的な活動を支援するため、一定の要件を満たす団体を対象に、使用料の減免規定を設けています。

この度の料金改定に伴い、令和2年4月1日より、施設本来の設置目的に応じて、以下のように減免基準を見直します。

	対象となる団体・活動	減免割合
1	市又は教育委員会(行政委員会及び付属機関を含む。以下同じ。)が主催する場合	全額
2	市内各種団体が市の行政活動に協力し、業務の代行又は補完的な活動目的で利用する場合	
3	市又は教育委員会が共催して、専ら公益のために団体が利用する場合	半額
4	構成員の半数以上が市内に在住する障がい者で構成する団体が利用する場合	
5	構成員の半数以上が市内に在住する65歳以上の者で構成する団体が利用する場合	
6	市内の学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)で定める学校で幼稚園、小中学校を除く。)、保育園が、教育又は保育の目的で利用する場合	市長が別に定める割合
7	その他市長が相当の理由があると認めたとき	

※趣味のサークルや祭りの練習などは上記の基準にあてはまらない為、減免の対象外です。

なお、使用料の減免を受けるには、あらかじめ「尾鷲市福祉保健センター使用料減免申請書」を提出し、市長の承認を得なければなりません。

尾鷲市福祉保健課  
高齢者福祉係 0597-23-8201